

消防庁告示第十四号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを次のとおり定める。

平成十六年五月三十一日

消防庁長官 林 省吾

第一 趣旨

この告示は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定めるものとする。

第二 令第三十六条の二第一項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 パッケージ型消火設備
- 二 パッケージ型自動消火設備
- 第三 令第三十六条の二第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものは、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 パッケージ型消火設備

二 パッケージ型自動消火設備

附 則

この告示は、平成十六年六月一日から施行する。